

# 平成 31 年度大学院設置基準第 14 条適用大学院派遣研修募集要項

29 教セ開第 307 号  
平成 30 年 1 月 17 日  
東京都教職員研修センター

## 1 応募資格

大学院設置基準第 14 条適用大学院派遣研修実施要綱の目的を理解し、教育研究に熱意をもち、大学院での修士学位取得を目指すとともに、健康で研修に専念でき、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 原則として、東京都公立学校の主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び主任養護教諭（以下「主任教諭等」という。）である者
- (2) 勤務状況等が優良な者
- (3) 都立学校の主任教諭等にあつては所属校の校長、区市町村立学校の主任教諭等にあつては所属校の校長及び所管の教育委員会教育長の推薦が得られる者
- (4) 修士課程修学にふさわしい教育実践、研究実績を有すること

〔研究実績の例〕

東京都教育研究員、教育課題等研究開発委員会委員、東京教師道場、各学校や区市町村においての研究を指導的立場で推進した者など

- (5) 各大学院の出願資格に該当する者
- (6) 派遣研修修了後、教育管理職等として、東京都の教育の充実に資する意思のある者。  
ただし、平成 30 年度に実施される教育管理職選考との併願は認めない。
- (7) 東京都教員研究生、国立特別支援教育総合研究所長期研修生、産業教育において指導的立場にある教員の派遣研修生、教職大学院、新教育大学大学院及び大学院設置基準第 14 条を適用している大学院への派遣生のいずれの経験も有しない者
- (8) 平成 30 年 4 月現在において、教育管理職候補者でない者

## 2 派遣期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間

## 3 修学年限

- (1) 修学年限は、2 年間とする。
- (2) 修学年限 2 か年の大学院において、入学後、当該大学院の修了規定等による修学期間短縮の変更申請も可能とする。
- (3) 修学 2 年次は、所属校で勤務を行い、勤務時間外に通学する。
- (4) 大学院に入学した主任教諭等が、本人の不注意等によらない事由により課程を修了できなかった場合は、東京都教育委員会と所属都立学校長又は所管の教育委員会が協議の上、1 年間に限り修学年限の延長を認める。
- (5) 年限を超えての修学は、3 (4) に定める他は認めない。

#### 4 派遣予定数

3名程度

#### 5 派遣先

大学院設置基準第14条適用大学院修士課程を設置する大学院

#### 6 派遣研修の応募及び受験の同意

(1) 派遣研修に応募する教諭等は所属校の校長に派遣研修応募用紙（様式3）を作成し提出する。

その際、派遣応募者は、新教育大学大学院との併願希望の有無を明記する。

(2) 所属校の校長は、上記1の各項目について確認した上で、派遣候補適任者推薦書・学校用（様式2-1又は様式2-2）を作成し、都立学校長は東京都教育委員会に、様式2-1及び様式3を提出する。区市町村立学校長は、所管の区市町村教育委員会に、様式2-2及び様式3を提出する。

(3) 区市町村教育委員会は、派遣候補適任者推薦書・教育委員会用（様式1）を作成し、様式2-2及び様式3を東京都教育委員会に提出する。

なお、所見の記入に当たっては、平成28年度及び29年度業績評価の総合評価を踏まえること。

(4) 東京都教育委員会は、所属校の校長及び所管の教育委員会教育長の推薦を受けた主任教諭等に対して書類選考及び面接選考により、本事業の目的に照らし、受験の同意の可否を決定する。

(5) 都立学校長又は区市町村教育委員会は、6(4)の決定に基づき、本人に受験の同意を与える。

※受験の同意 大学院設置基準第14条適用大学院派遣研修実施要綱（19教セ開第16号）に基づき、東京都教育委員会、都立学校長及び区市町村教育委員会が、大学院設置基準第14条適用大学院修士課程を設置する大学院への受験を許可すること

#### 7 大学院の受験

(1) 東京都教育委員会が受験を同意した主任教諭等は、希望大学院を受験する。

(2) 大学院への出願、入学試験等に要する時間は、年次休暇とする。

#### 8 派遣の決定・取消し

(1) 東京都教育委員会が受験を同意した主任教諭等が希望する大学院を受験し、受験の結果、合格した者について、大学院への入学が内定した時点で、東京都教育委員会が派遣を決定する。

(2) 東京都教育委員会は、派遣主任教諭等について派遣が困難な状況が生じた場合、所属都立学校長及び所管の教育委員会と協議の上、派遣の決定を取り消す。

#### 9 その他

選考方法については別に定める。